

ハッピー・パートナー企業 代表者 様

公益財団法人新潟県女性財団

理事長 畠山 典子

(ハッピー・パートナー企業登録等業務受託団体)

**令和 4 年度ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）
取組報告書の提出について（依頼）**

企業・職場における男女共同参画の推進について、日ごろ、ご尽力いただき厚く感謝申し上げます。

さて、ハッピー・パートナー登録企業の皆様には、毎年、取組の実施状況について、県にご報告いただくこととなっております。（新潟県登録要綱第 6 条）

つきましては、ご多忙のこととは思いますが、下記により、令和 4 年度を取組報告書を令和 5 年 4 月 28 日（金）までに、新潟県女性財団までご提出くださるようお願いいたします。

記

1 対象企業等

令和 3 年度以前（令和 4 年 3 月 31 日まで）にハッピー・パートナー企業に登録された企業・団体等（令和 4 年度に新たに登録された方は提出不要です。）

2 提出書類

「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）取組報告書」（様式 3）

…別紙（女性財団ホームページにも掲載してあります。）

※女性財団ホームページ：<https://npwf.jp/r4houkoku/>

3 提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 電子申請による報告

次の URL から申請フォームにアクセスし、必要事項を入力の上、送信してください。

URL：<https://npwf.jp/r4houkoku/>

(2) メールによる提出

女性財団ホームページ掲載の取組報告書に記入の上、女性財団に送信してください。

送信先：ngt.happy-p@npwf.jp

(3) ファックス又は郵送による提出

別紙取組報告書に記入のうえ、女性財団にお送りください。

F A X 025-285-6630

送付先 〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 2 階
新潟県女性財団 宛て

4 提出期限

令和5年4月28日(金)

【参考】ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録要綱（抜粋）

第6条 登録企業は、県が別に定める日までに、毎年、取組の実施状況を、ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）**取組報告書**（様式3）により県に報告するものとする。

【報告先・問い合わせ先】

公益財団法人新潟県女性財団 担当：渡邊

（ハッピー・パートナー企業登録等業務受託団体）

〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 2 階

TEL：025-285-6610 FAX：025-285-6630

E-mail：ngt.happy-p@npwf.jp